

## 病弱・身体虚弱

### (2) 病弱・身体虚弱のある子供に応じた教育課程編成

#### ① 病弱・身体虚弱のある子供に対応した教育課程編成の考え方

学校の教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育内容を幼児児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において教育内容を総合的に組織した学校の教育計画です。病弱・身体虚弱教育では、基本的には小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じた教育課程が編成されますが、個々の幼児児童生徒の実態により、下記に示したような複数の教育課程が編成されています。

ア 小学校・中学校の各教科の各学年の目標・内容等に準じて編成・実施する教育課程

イ 小学校・中学校の各教科の各学年の目標及び内容を当該学年（学部）よりも下学年（下学部）のものに替えて編成・実施する教育課程

ウ 小学校・中学校の各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を特別支援学校（知的障害）の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えて編成・実施する教育課程

エ 各教科、道徳もしくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として編成・実施する教育課程

オ 家庭、施設又は病院等を訪問して教育する場合の教育課程

訪問教育は教育形態の一つであり、教育課程としては上記ア～エを含みます。

病弱・身体虚弱教育対象の幼児児童生徒は、その病気や障害の状態が多様であり、高等部を卒業する段階でそのまま病院に継続入院する者や福祉施設に入所する者、就職する者、大学などに進学する者まで様々です。このように病気や障害の状態が多様化し重度・重複化する中で、上記ア～エの教育課程の類型を用意することによって様々な幼児児童生徒の多様なニーズに対応できると考えられます。

しかし、いずれの類型においても、あらかじめ用意した教育課程の一つの類型に当該幼児児童生徒を当てはめることは望ましくありません。この場合は、個別の指導計画により、個に応じた教育内容、方法が準備されることが必要です。

個別の指導計画による指導が行いやすいように、教育課程の運用を柔軟にしていく必要があります。病状や学習の状況など、個に応じて指導内容や実施形態を工夫していくことが大切です。そのためにも、学習指導要領、教育課程の編成、年間指導計画、個別の指導計画とのつながり（図Ⅱ－５－２）を明確にし、全教職員が共通理解を図ることが大切です。

## 授業時数等の取扱い

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、「小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、児童又は生徒の障害の状態や発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。」、特別支援学校高等部学習指導要領では、「各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。」と記しています。

また、時間割についても「各学校においては、地域や学校、児童又は生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。」とされています。これらの規定は、児童生徒の障害の程度や発達段階、各教科等の学習の特質を考慮して、各学校で創意工夫を生かした時間割や教育課程を組むことを可能とするものです。ただし、これらは弾力的な運用を可能とするものであり、小・中学部においては、学校教育法施行規則に定める小学校又は中学校の各学年の総授業時間数に準じる必要があります。ただし、入院中又は重複障害の児童生徒及び訪問教育を受けている児童生徒に関しては、特に必要がある場合は、医療上の規制や生活上の規制等を考慮して、実情に応じた授業時数を適切に定めることができます。一方、高等部においては、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としていることに十分留意して教育課程を編成する必要があります。

## ② 病弱・身体虚弱のある子供に応じた教育課程の編成

小・中学校等の通常の学級には、慢性疾患や精神疾患などのため教育上の支援や配慮を必要とする多くの児童生徒が在籍しています。また、慢性疾患や精神疾患などのため特に手厚い指導や支援を必要とする病弱・身体虚弱のある児童生徒は、必要に応じて、通級による指導や小・中学校の特別支援学級、特別支援学校の本校、分校、分教室や訪問教育といった多様な学びの場で教育を受けることができます（図Ⅱ-5-3）。

病弱・身体虚弱のある児童生徒への教育は、個々の児童生徒の病気の実態だけでなく、病院の実情や制約、各学校の体制などにより、様々な指導形態がとられています。

「院内学級」とは、正式に定義された用語ではありませんが、このような入院中の児童生徒に対して行われている教育のうち病院内に設置された教育の場のことをいいます。

### ア 特別支援学校（病弱）（図Ⅱ-5-3参照）

特別支援学校（病弱）の多くは病院などの医療機関が隣接又は併設しており、在籍する幼児児童生徒の多くが入院又は通院による治療を必要とする者です。これら幼児児童生徒の病気の種類や病状は多様であるため、一人一人に応じた教育支援が求められます。

特別支援学校（病弱）は、義務教育段階としての小学部・中学部だけではなく、幼稚園、高等部を設置することができます。近年、高等部が設置されていない学校では、入院

している高校生への支援が喫緊の課題となっています。また、病気の状態や発達段階なども多様化しており、指導上の配慮事項を考慮しながら教育課程を編成していくことが必要になります。例えば、病気の治療や生活規制などのため、幼児児童生徒には一般に授業時数の制約、身体活動の制限及び経験の不足などが見られます。このため、教科指導においては指導内容を精選したり、指導方法や教材・教具を工夫したりして学習効果を高めるよう配慮することが必要です。また、幼児児童生徒は身体活動を制限されることから直接的な体験が不足しがちになるため、特別活動等の指導を通して、校内外において様々な体験が得られるよう、学習の場の設定やICTの活用などによる体験活動の工夫に配慮します。

なお、病状が重いなどのため学校に通学できない状態の幼児児童生徒に対しては、教師がその病室などに出向いて授業を行ったり、教室の授業の様子が映し出されるテレビ会議システムを活用したりして、病室などで授業を受けることができるようにしています。

教育課程の編成は、①で述べたように「小学校・中学校・高等学校に準じた教育課程」「下学年・下学部適用の教育課程」「特別支援学校（知的障害）の教育課程」「自立活動を主とする教育課程」に類型化され、個別の指導計画によって、個に応じた教育内容、方法が準備されることが必要です。

#### イ 病弱・身体虚弱特別支援学級（図Ⅱ－５－３参照）

特別支援学校（病弱）以外に、病院内に小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級が設置されている場合があります。また、通学している小・中学校内に病弱・身体虚弱特別支援学級が設置されている場合もあります。

##### （ア） 病院内の病弱・身体虚弱特別支援学級

入院中の病弱・身体虚弱のある子供のために、近隣の小学校や中学校を本校として病院内に設けられている特別支援学級です。ここでは、病院の職員との連絡を密にしながら、健康状態の維持・回復・改善を図るための指導を行うとともに、各教科等の指導に当たっては内容の精選を行い、特に身体活動を伴う学習については、指導方法や教材・教具を工夫するなど様々な配慮をしています。小・中学校の学習指導要領により教育課程が編成されますが、児童生徒の病状や発達段階などに応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にしながら教育課程等を編成します。

##### （イ） 小・中学校内の病弱・身体虚弱特別支援学級

入院を必要とせず家庭などから通学できる病弱・身体虚弱のある子供のために、小学校や中学校の校舎内に設けられている特別支援学級です。ここでは、通常の学級とほぼ同様の授業時数を定め、通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮しながら、各教科等の指導を行っています。なお、家庭などとの連絡を密にしながら、健康状態の維持・回復・改善や体力の向上を図るための指導も併せて行っています。児童生徒の病状や発達段階などに応じて、当該学年の教科を中心とした教育課程、下学年・下学部適用の教育課程等を編成します。

##### （ウ） 通級による指導

病気や身体状態が回復し、通常の学級において留意して指導することが適切と考えられる病弱・身体虚弱のある子供のうち、健康状態の維持・回復・改善や体力の向上を図るための特別な指導が必要な児童生徒について、通級による指導の対象とすることが適切な場合もあります。

病弱・身体虚弱のある子供の場合、通級による指導においては、病気の自己管理能力を身に付けたり発達段階などに応じて病気理解を図ったりするなど、自立活動を中心とした指導が考えられます。

#### (エ) 通常の学級に在籍する病弱・身体虚弱のある子供の指導

通常の学級には、病弱・身体虚弱により支援を必要とする多くの児童生徒が学んでいます。例えば、色素性乾皮症（XP：Xeroderma Pigmentosum）の児童生徒の場合には、通学する小学校や中学校の窓ガラスに紫外線カットフィルムを貼ったり、紫外線カット蛍光灯を用いたり、外出の際には紫外線が当たらないような工夫をしたりすることにより、小学校や中学校において適切な教育を行うことができます。

こうした施設設備の整備については、病気の種類によって異なるものであることから、一人一人の実態を踏まえて適切に対応することが大切です。病弱・身体虚弱のある児童生徒については、障害の状態に応じて指導体制、施設設備などの環境条件が適切に整備され、小学校や中学校において学習ができ、安全な学校生活を送ることができるようにすることが必要です。

### ③ 教科書

入院等により転学を伴う場合、転学した先の学校で使用する教科書が前籍校のものと異なる場合には、再度、無償給与されます。入院期間によっては、病気の治癒、寛解（治癒はしていないが、症状が軽減又はほとんど消失し、日常生活が可能な状態）後の学習を見越して、前籍校で使用していた教科書を活用して授業を行うこともあります。教科書については、子供の入院の状況や学習内容などに応じて活用するようにします。

また、病弱等の理由で就学を猶予・免除されている学齢児童生徒については、義務教育諸学校に在学はしていませんが、自宅等における学習に資するため、国はこれらの学齢児童生徒に対して必要な教科書を無償で給与しています。